

地方財政の充実・強化及び地方自治の尊重を求める意見書

第183回国会において、通常収支分の地方交付税を前年度比2.2%減とする平成25年度予算が成立した。地方が強く訴えてきた一般財源総額の確保がなされたものの、国が政策目的を達成するために地方固有の財源である地方交付税を一方的に削減したことは、地方の財政自主権を侵害するものである。

今般の地方交付税の削減は、国が地方公務員の給与削減を要請したことを前提としたものとされている。しかし、これまで地方においては、国をはるかに上回る行財政改革の努力を行ってきたところであり、税収の減少が続く中、健全な財政運営を行ってきた。こうした努力を評価することなく、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の本旨から考えれば適正なものとは言えない。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保しなければならない。

また、地方分権を推進し基礎自治体が地域の実情に合った質の高い住民サービスを行っていくためには、地方財源の一層の確保が必要である。

よって、国に対し下記事項について強く要望する。

記

- 1 地方交付税の算定に当たっては、国の政策に基づく一方的な削減を行うことなく、地方交付税の趣旨にのっとり、自治体の財政需要に見合った適切かつ客観的な算定に努めるとともに、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 2 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、自治体規模に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じるとともに、増大する地方の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
- 3 地方公務員の給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものであることから、その自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日

岐阜県関市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官